

養護教諭 5 年目研修

- 1 目 的 養護教諭 5 年目の段階に即応した知識・技能・態度を身に付ける。
- 2 主 管 総合教育センター研修部（TEL 0 2 8－6 6 5－7 2 0 2）
- 3 校 種 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校
- 4 対 象 原則 5 年目に該当する養護教諭。なお、5 年目未満であっても、「新規採用養護教諭研修」の受講が終了した翌年度以降において、50 歳以上の年齢となる年度に受講する。
- 5 時 間 9：30～16：00（受付 9：00～9：30）
- 6 研修内容等

区分	期日	研 修 内 容	講師・助言者等／会場
第 1 日	6/19 (木)	講話 「人権感覚を磨く教育活動の展開」 「教職員に対するメンタルヘルス」 講話・演習 「情報モラル教育」 講話・研究協議 「学校における危機管理～学校安全計画の確実な実施～」	医療関係者 教育政策課職員 総合教育センター職員
		持参物 ①学校の危機管理マニュアル作成の手引 平成 30 年 2 月 文部科学省 ②学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブック 令和 3 年 3 月 栃木県教育委員会 ③各校の関係資料 (危機管理マニュアル・学校安全計画・学校保健計画) ④事前課題「危機管理に関する協議資料」	会場：総合教育センター
第 2 日	12/11 (木)	講話・研究協議 「いじめ・不登校等の理解と対応」 講話 「児童生徒の注意すべき疾病異常の管理と指導－整形外科－」 研究協議 「保健管理の実践～疾病管理が必要な児童生徒の支援～」	医療関係者 総合教育センター職員
			会場：総合教育センター

付 記 ・第 1 日の事前課題「危機管理に関する協議資料」の詳細については、別途お知らせします。